平成２９年（フ）第９３号
山梨県甲斐市島上条774番地　サンハイツ樋102号、前住所山梨県南アルプス市徳永177番地14
債務者　星野　光春
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９９号
山梨県甲州市塩山上塩後1279番地　Ｋ６－204
債務者　佐久間美紀
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１００号
山梨県笛吹市石和町河内259番地８
債務者　志村　秀子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
山梨県甲州市塩山上於曽1365番地、前住所山梨県甲府市下河原町３番29―318号
債務者　吉田　春次
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
長野県岡谷市川岸上４丁目６番10号
債務者　中野　宏一
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第６０号
岐阜市芋島３丁目10番25号
債務者　堂田　正昭
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号
岐阜県美濃加茂市太田町2675番地１　平和荘１号室
債務者　藤木　福三
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第４２０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪232番地　マルベリーＳ　202
債務者　志村香緒利
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１号
三重県鈴鹿市住吉町7265番地の15　鈴鹿サーキット前アパート　107号
債務者　中山　典子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８２号
三重県鈴鹿市住吉町7265番地の15　鈴鹿サーキット前アパート107号
債務者　中山　悦子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９３号
兵庫県宝塚市大原野字波坂２番地の７　西谷憩いの家
債務者　髙砂　　勉
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
奈良県大和郡山市柳５丁目57番地　ラビタ柳町Ⅱ―209号室
債務者　福西　　力
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６５号
広島市安佐北区白木町大字小越230番地
債務者　徳田由旗栄
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５２号
広島市安佐北区亀山南５丁目12番10号
債務者　上野　伸三
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９７号
広島市西区高須台４丁目３番22号
債務者　石岡　美和
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
徳島県板野郡北島町鯛浜字原187番地２　メゾンＢ　Ｅ－Ⅱ号、旧住所徳島県徳島市応神町吉成字轟106番地
債務者　只津奈穂子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９号
高知県高岡郡中土佐町久礼6206番地３
債務者　バナソンンギャオ愛子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで　高知地方裁判所須崎支部